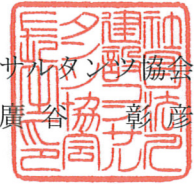


平成 22 年 11 月 1 日

各 位

(社) 建設コンサルタント協会
会 長 廣 谷 彰 彦



RCCM 資格制度の改定のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、RCCM 資格制度は平成 3 年度の制定以来 19 年が経ち、社会の変化に対応した制度の見直しが望まれておりましたが、このたび 3 つの事項につきまして改定を決定いたしましたので、下記の通りお知らせ申し上げます。

つきましては、改定の内容に十分にご理解をいただきますとともに、従来にも増して本資格制度を活用いただけましたら幸甚に存じます。

敬具

記

1. 制度の改定要旨

- (1) 従来は、RCCM を登録する場合『建設コンサルタント登録している企業および個人のもとで勤務していること』が必要でしたが、この要件を廃止し、個人で登録することといたしました。
- (2) 従来は、RCCM には指導を受ける「技術管理者」または「技術士」を特定する必要性がありましたが、この規定を廃止しました。
- (3) RCCM 資格試験を受験する際に必要とする業務の実務経験年数を、従来の年数よりそれぞれ3 年短縮することとしました。

2. 制度改定の施行

この制度改定は、平成 22 年 12 月 1 日より運用します。

3. その他の注意

- (1) 今回の改定にともない新たな手続きをする必要はありません。
- (2) 平成 22 年 12 月 1 日以降に新規や更新の登録申請を行う場合、あるいは届け出事項を変更する場合（会社を辞めて個人事務所等で働く場合を含む）は、新しい申請・届出様式をご利用ください。
- (3) RCCM のより一層高い倫理観を醸成するため、現在「倫理規定」を策定中です。
この制定の前であっても、社会で活動する技術者として「建設コンサルタント技術者倫理」（建設コンサルタント協会制定）等を参考に、倫理の遵守は当然のこととして業務に精励されることを要望します。

以上